令和８年第３回江差町議会臨時会資料

資料１：江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を
　　改正する条例の新旧対照表【議案第２号関係】　…Ｐ　１
資料２：江差町港湾センター外壁応急工事及び外壁改修工事の概要
　　【議案第３号・４号関係】　…Ｐ　３

江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

改正後	改正前	備考
（公募によらない指定管理者の候補者の選定等） 第５条　町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２条の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。 （１）　施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮する、当町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体、その他町長が特に認めた者に施設の管理を行わせようとするとき。 （２）　民間資金等の活力による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）の定めるところにより、またはこれに準じた手続きによりあらかじめ施設の整備等と一体的な管理を行わせる事業者として選定された者に施設の管理を行わせようとするとき。 （３）　前号の規定により選定された者に、前号の施設と一体的に管理を行わせることが設置目的を効果的かつ効率的に達成するために必要であると認められる他の公の施設の管理を行わせようとするとき。	（公募によらない指定管理者の候補者の選定等） 第５条　町長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第２条の規定による公募によらず、当町が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。	第５条第１項全部改正
２　前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第３条各号の事項について前項各号に掲げる候補者と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。	２　前項の規定により選定するときは、町長等は、あらかじめ第３条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。	当該出資団体等を前項各号に掲げる候補者に改める

資料１

江差町港湾センター外壁応急工事及び外壁改修工事　概要調書

【事業概要】
1　工期　令和８年１１月～令和９年３月
2　工事内容
　(1)外壁応急工事　仮囲工、資材加工・設置工、バリケート安全対策ほか一式
　(2)外壁改修工事　枠組足場、既設撤去処分工、外壁下地工、外壁張替工ほか一式
3　事業費　４，１６２千円
　(1)外壁応急工事　１８９千円
　(2)外壁改修工事　３，９７３千円



【令和8年10月19日:江差町財政課】

資料２